

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に新規感染者数の増加が高水準で推移し、重症者数も増加が見られるとともに、急速に変異株への置き換わりが進みつつあり、未だ収束の見通しがつかない。

我々都市自治体においても、市民の生命と生活を守るため、ワクチン接種を迅速かつ円滑に実施することはもとより、医療提供体制を強化するとともに、介護施設、保育施設及び教育の現場等において、万全な感染症対策を講じつつ、市民に寄り添ったサービスを維持し、提供できるよう全力で取り組んでいる。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

## 記

### 1. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

(1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や搬送に係る車両・人員等の体制強化について十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で発生する必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

(2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3) 一般医療機関における感染拡大を防止するため、「地域外来・検査センター」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制を構築すること。

また、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じるとともに、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

(4) PCR検査の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、PCR検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、変異株の検査体制についても強化すること。

(5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うこと。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保について

新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

## 3. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであり、必要な情報の速やかな共有など、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を維持・強化すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れられることができるよう、引き続き、十分な広報・啓発を図ること。

- (3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和3年6月9日

全 国 市 長 会